

令和3年度 国費高校生留学促進事業 公募要領

令和3年2月2日
文部科学省総合教育政策局国際教育課

(注) 本公募は、令和3年度予算成立後、直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるものであり、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意すること。

1. 事業の背景・目的

グローバル化が加速する社会の中にあつては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できるグローバル人材を我が国で継続的に育てていくことが必要である。

本事業は、初等中等教育段階から、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、子供たちに国際的な視野を持たせるとともに、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材を形成する取組を推進することを目的としている。

2. 事業名及び事業の実施主体

事業名及び事業の実施主体（補助事業者）は、以下のとおりとする。

なお、事業の業務の全てを直接執行することが困難な場合、その全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあつても、その業務遂行に係る責は補助事業者に戻すものとする。

事業名		事業の実施主体 (補助事業者)
(1) 国費高校生留学促進事業		都道府県
(2) グローバル人材育成の基盤形成事業	国際交流・留学環境整備事業 (※)	都道府県
	異文化理解ステップアップ事業 (※)	民間団体

(※) 別の公募要領にて対応

3. 事業の内容

①対象

学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する短期の海外派遣プログラム（以下「プログラム」という。）に学校教育活動の一環として参加する生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣しようとする学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等において派遣前の語学学習や目標設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。

②支援対象となるプログラム

(i) 出発時期

令和3年度に出発するプログラムを対象とする。

(ii) 申請要件、生徒の範囲

申請に当たっては、以下の全ての要件を満たしていること。

ア 国公立の高等学校、中等教育学校（3～6年次（※））、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

イ 派遣期間中、域内に所在地を有する高等学校等において、当該学校に在籍していること。

ウ 学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催するプログラムに、学校教育活動の一環として参加するもの。なお、語学研修だけでなく、現地学校の授業参加やスポーツ活動（オリンピック・パラリンピック等に関連する活動を含む）、芸術活動・文化体験活動、インターシップなどを含むプログラムも対象とする。

エ 派遣前の語学学習や課題設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップが、教育委員会あるいは学校において十分に行われるもの。

オ プログラム実施期間が、原則10日間以上1か月未満の計画であるもの。

カ 派遣に係る留学支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けた生徒について、学校としてフォローアップのための追跡調査に協力できる体制にあるもの。

※ 中等教育学校の第3学年に在籍している生徒を対象とする場合は、以下の条件を満たしていること

- ・ 派遣期間中に当該学校の後期課程に在籍見込みであること
- ・ 当該学校長によって4年次の派遣が許可されていること（見込みも含む）

(iii) 申請上の制限

- ・ 1プログラムにおける支援金の支給割当人数は、概ね20人以内とする。

※ 採択後、派遣人数の大幅減など、当初計画から大きく変更が出る場合は、次年度の採択人数を減ずることがある。

(iv) 評価の観点

ア 内容

- ・ 達成すべき目標が明確かつ適正に設定されている。
- ・ 派遣前の学習や、国費による留学生としての高い目的意識を醸成する取組が適切に行われている。
- ・ 生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、専門性等を向上させる内容のプログラムとなっている。
- ・ 現地高校生等との交流が効果的に組み込まれている。

イ 実施体制

- ・ 安全な実施に向けての生徒・保護者向け説明会や業者等との打合せが適切に行われている。
- ・ 派遣生に対する現地での支援体制が整備されている。
- ・ 派遣生に対する危機管理体制が確立されている。
- ・ プログラムの実施に携わる教職員が知見（語学力や過去に留学経験等）を有している。

ウ フォローアップ・成果検証の実施等

- ・ 派遣生の派遣前と派遣後の意識の変化や能力の向上等の派遣効果を適切に把握する計画となっている。また、派遣生と一般の生徒との比較調査等、プログラムの成果検証のための手立てが具体的に計画されている。
- ・ オンラインによる事前事後研修等を組み合わせる等、より充実した留学プログラムにするための工夫がなされている。
- ・ 各都道府県で実施する留学フェア、実施報告会やシンポジウム等により、プログラムの成果を学内はじめ域内学校等に対して波及させる計画となっている。
- ・ 文部科学省が実施する各種調査への協力体制が構築されている。

エ 事業実施に当たっての留意事項

- ・ 各都道府県において、一般歳入等からの予算措置による支援金の額の上積みや、高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組が進められている。
- ・ 支援対象の派遣生の選定に際しては、高等学校等就学支援金の支給対象者を優先する等、経済的支援が真に必要な生徒への配慮を行うことを、都道府県の募集要項等に示している。

③支援人数・内容等

(i) 支援人数

1,600人

(ii) 支援内容

1人当たり6万円の支援金を都道府県を通じて支給する。ただし、他の民間団体等からプログラム参加のための奨学金等の支給を受ける場合は、支援金を減額又は支給しないことがある。申請する学校は、都道府県に対してその旨、申告すること。

(iii) 支給方法

支援金の支給は、都道府県を通じて行う。

(iv) 支給対象者の選考

各プログラムに割り当てられた支援金支給人数について、下記(v)に掲げる資格及び要件を確認の上、選考を行い、プログラム開始の1か月前までに支援金対象者を都道府県に対して報告すること。

(v) 支給対象者の資格及び要件

本制度の支給対象となる者は、在籍学校の正規の課程に卒業を目的として在籍し、学校が実施するプログラムに参加する者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

○ 学業成績が優秀で人物等に優れており、選考時の学習成績や人物評価が次に定める基準に合致する者

a) 成績要件：全体の評定平均値が3.5 (7.0) 以上、かつ、外国語科目の評定値が4.0 (8.0) 以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者（括弧内は10段階評価）。

b) 国費による留学生として、派遣されることに明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、より長期の留学や国際社会で活躍しようとする高い志を有すると認められる者（小論文や面接等により確認すること）。

(vi) 支援金の対象となる費用の範囲等

ア 支援金の対象となる費用の範囲

対象となる費用の範囲は、以下に列記するものとする。

(a) 国際航空運賃（1往復分）

(b) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）

(c) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）

(d) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用

(e) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用

(f) プログラムに必要な研修費、施設利用費等

(g) 海外傷害保険料

(h) 宿泊費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用

(i) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムについては、(a)～(h)の一部又は全部を含むプログラム参加費

※1 プログラム参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。

※2 派遣先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用については対象外とする。

イ 支援金の給付に必要な書類

支援金の給付に当たっては、派遣費用の支出を証する書類の提出を必ず求めること。また、学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムに参加して派遣される場合、プログラム参加費に含まれる費用の項目について内訳を証する書類の提出も併せて求めること。

ウ 支援金の対象となる生徒の派遣費用の支払時期

本事業は、都道府県が補助事業期間内に行った支援金の給付に対して補助するもので

あり、生徒が令和2年度及び令和3年度に支払った派遣費用が対象となる。

エ その他

- (a) 本事業の補助対象となるのは、都道府県が1人6万円の支援金を支給する場合であり、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額が6万円を下回る場合を除き、その額を減額した場合は補助対象外となる。
- (b) 本事業における支援金の給付を受ける者が、他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等及び支援金の総額が、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額を超える場合は、その超える額について、支援金の給付額を減額すること。
- (c) 高校生の留学促進事業で支援金を支給された生徒は、再度、当該派遣事業の対象となることはできない。また、文部科学省が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム【高校生コース】～」により奨学金を受ける生徒等は、本事業の支給対象とすることができない。

4. 事業規模（予算）及び採択件数（予定）

国費高校生留学促進事業

事業規模（予算）：98,736千円

留学支援金 60千円（1人当たり）

その他の経費 2,736千円

採択予定件数：47件（1,600人分）

※ 各都道府県からの申請人数及び金額の合計が事業規模を超えた場合は、「6. 選定方法等」を踏まえ、予算の範囲内で加減調整し配分する。（各都道府県が実施を予定している取組の計画上の予算規模を基に、申請して差し支えない。）

5. 申請書類の提出

(1) 補助金の交付を受けようとする都道府県及び団体は、下記8. ①に示す期日までに、以下の資料を電子メールで提出すること。なお、期日以降の申請書類の提出、差し替え及び訂正は認めない。

- 事業計画書（別紙1）
- 予算内訳書（別紙2）
- 都道府県独自の高校生留学等支援事業一覧（様式1-3）
- 支援対象の派遣生の選定要件が記載されている資料（都道府県における当該留学プログラムの募集要項等）（様式任意）
- 新型コロナウイルス感染症対策の内容がわかる資料（各学校や各自治体における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等）（様式任意）
- その他必要と思われる資料（様式任意）

(2) 本制度に基づき、生徒の派遣を計画し、支援金の支給を希望する学校の長は、所在する都道府県が別に定める書類のほか、次に掲げる申請書類を都道府県に提出すること。

○令和3年度 国費高校生留学促進事業プログラム計画書 (別紙様式1)

都道府県は、次に掲げる申請書類等を文部科学省に提出すること。

また、各学校から提出された書類について、3(1)②(iv)「評価の観点」に沿って確認を行い、優先順位等必要事項を付して、上記プログラム計画書(別紙様式1)と併せて、以下の書類を作成の上、文部科学省に提出すること。

○令和3年度 国費高校生留学促進事業 申請学校一覧 (様式1-1)

○令和3年度 国費高校生留学促進事業 申請学校個票 (様式1-2)

6. 選定方法等

(1) 提出された申請書類の内容について、書類審査を行う。また、交付の内定額については、予算の範囲内で調整し、選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果(交付の内定)を通知する。

(2) 上記(1)に加え、都道府県が付した優先順位のほか、新規に派遣を行う学校や前年度と比較して派遣人数を増加して実施する学校について考慮の上、審査を行い、プログラムの採否及び支援金支給人数(予算の範囲内で調整する)を決定する。

なお、プログラムの採択を受けた学校の所属長は、以下の①及び②の報告書を帰国後1か月以内に都道府県教育委員会に提出すること。

① プログラム実施報告書：プログラムの実施結果に係る報告(別紙様式2)

② 支給対象者修了報告書：派遣生の状況報告(別紙様式3)

(学習成果、派遣先国の理解・印象、今後の進路、これから留学しようとする者へのアドバイス、その他要望等)

上記②支給対象者修了報告書中、優良事例は、文部科学省のホームページ等で公表するほか、派遣後の生徒へのフォローアップ・進路状況等を調査する予定である。

なお、上記書類が未提出の場合、支援金の返還や次年度の採択を見送ることがあるので留意すること。

7. 補助金交付申請書の提出

交付の内定を受けた都道府県及び団体は、下記8.⑤に示す期日までに、交付の内定内容を踏まえた事業計画書、予算内訳書等及び補助金交付申請書を郵送で提出すること。

8. スケジュール及び提出先

申請書類は文部科学省から送付された様式（任意様式は除く）に従って作成すること。

各都道府県が別に定める提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類の提出、差し替え及び訂正は認めない。提出された書類は一切返却しない。また、企画提案者からの問い合わせ及び相談等にはホームページ等を通じて等しく周知することとする。

① **公募（事業計画書）締切**：令和3年3月4日（木）10:00【電子メール】**厳守**

② 書類審査：令和3年3月上旬頃～中旬頃

③ 補助金交付の内定：令和3年3月下旬頃

④ 補助金交付申請書等締切：令和3年5月下旬頃

⑤ 補助金交付決定：令和3年6月下旬頃（令和3年度予算が成立した場合）

⑥ 補助事業期間：交付決定日～令和4年3月31日

【電子メールによる提出】

kouryu@mext.go.jp

件名：都道府県番号【都道府県名】令和3年度国費高校生留学促進事業・事業計画書の提出

【郵送による提出】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課 国際理解教育係 行

（封筒等の表に朱書きで、「令和3年度国費高校生留学促進事業・事業計画書
在中」と記載）

※注意事項

より多くのプログラムを採択するため、令和3年度においては、執行の考え方を以下のとおり整理する。

- ・ 「③補助金交付の内定」では、審査結果に基づき、全申請プログラムの中から支援対象を内定する。
- ・ 「④補助金交付申請書締切」の時点で、特に夏季（7～9月）に実施するプログラムについては、可能な限り、校内選考等を終えて確定した人数での交付申請を行っていただきたい。交付申請書受理後、文部科学省で確認を行った後、6月下旬を目途に「⑤補助金交付決定」を行う。
- ・ なお、上記④の補助金交付申請」の状況に応じて、6月上旬を目途に、当初公募をいただいたプログラムの中から審査結果を踏まえて追加内定を行い、当該プログラムについては、6月末を目途に交付申請、7月末を目途に追加分（2回目）の交付決定を行う予定である。

9. その他留意事項

「海外渡航時の安全確保に関する緊急連絡体制構築等への協力依頼（通知）」（平成27年12月18日付生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知）でお知らせしているとおり、都道府県は、各学校に対して、事前の派遣先国に関する情報収集及び学校として、万が一のトラブルや事故の際にも迅速な対応ができるよう、緊急連絡体制を整備するよう指導するとともに、各都道府県内においても緊急連絡体制の整備を図ること。

海外派遣に関する安全情報の入手手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用すること。

なお、派遣先国の状況から安全な派遣が困難と認められる場合は、支援金の支給を見合わせることもある。

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

電話：03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.htmlまた、外務省では、海外に3か月未満の滞在を予定している邦人には外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を呼びかけているので、都道府県において、これらの制度を積極的に周知、活用すること。

○たびレジホームページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

10. 新型コロナウイルス感染症に関連する留意事項

新型コロナウイルス感染症に関しては、派遣先が申請時点で感染症危険情報レベル「レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）」以上であっても、申請することは差し支えない。

しかしながら、渡航時点で派遣先が「レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）」以上である場合は、当該国・地域において日本からの渡航者・日本人に対する入国禁止措置を緩和しており、入国後の行動制限措置がなく、また、当該プログラムにおいて感染症対策が万全に講じられていると認められる場合を除き、支援対象外とする。

なお、本取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の諸状況を鑑み、変更が生じる可能性がある。

11. その他

事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金交付要綱（平成19年4月2日文部科学大臣決定）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金取扱要領（平成21年4月1日初等中等教育局長決定）、補助金交付決定通知、補助金交付申請書及び事業計画書等を遵守すること。

事務処理の都合上、申請内容（交付決定されたものを含む）について、文書等により照会をかけることがあるので、その際は適切且つ迅速に対応すること。

以上